

平成 21 年 1 月 20 日 商工労働常任委員会

高橋委員

公明党の高橋でございます。はじめに、インベスト神奈川の見直しについて何点か伺いたいと思います。まず、この御説明にもありましたけれども、少し具体的に伺いますが、雇用助成金の交付申請につきましては、いつの時点で行われるのか確認させていただきたいのと、また、既に申請済みのインベスト助成企業につきましては、今回の要件緩和の対象になるのか確認させていただきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

この雇用助成金につきましては、施設整備等助成制度の対象施設である工場等から申請いただいた事業計画に従って、すべての投資が完了し、操業が開始されて1年間を経過した日以降1年以内ということですから、操業開始後1年から2年の間というのが申請時期ということになります。

また、今回の見直しの要件緩和につきましては、先ほどもお話ししましたけれども、4月1日から施行を適用させていただきたいというふうに考えておきまして、既にインベスト神奈川の助成申請を行っている企業は今回の見直しの要件緩和の適用になりません。4月1日以降に助成の申請をいただいた企業について、71人目から支給対象だったものを11人目から支給対象とする要件の緩和が適用されるということでございます。

高橋委員

実際に、これまで雇用情勢について設けてきた制度が実効性があったのかなというのを確認したいんですけれども、新規雇用を71人以上した場合に助成するとした制度により創出された雇用実績はどうだったのか伺っておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

正直な話、これまで実績はなかったということでございます。ただ実際、具体的な御相談の案件はあったんですけれども、実現に至らなかったということでございます。

高橋委員

結局、制度があっても効果が出ていないというのは、何のための制度だったのでしょうか。そもそも論に立ち返らなければいけないと思いますけれども、現下の経済情勢がこうなったから11人以上から助成するというふうに見直したということ以前に、やはり71人以上から助成するといった制度が、なかなか活用されにくいということについても、もう少し真しに見ていくべきだったんじゃないかなと思いますけれども、御見解を伺わせていただきます。

産業活性課企業誘致室長

当初の制度設計した段階では、やはり雇用に対する助成金を出す以上は、県内の雇用に対して相当の貢献をしていただき、そうした場合に助成しようということを想定していました。大規模な県内雇用の確保を念頭に置いたコンセプトで制度を創設したということでございます。残念ながら、県内在住者の71名以上という、かなり大規模な工場等になるのかなということございまして、結果として活用できなかったのは残念だということろです。

高橋委員

先ほど助成金の交付要綱の第 11 条にあります操業後 1 年を経過した日、1 年以内に助成申請ができますよという御答弁があったわけですが、今の緊急雇用確保という視点を考えると、私の個人的な感じとしては、操業後 1 年経過後 1 年以内というのも緩和対象にならないのかなというふうに考えますけれども、この辺の議論はなかったんでしょうか。

産業活性課企業誘致室長

いろいろな議論の中で今回の見直しをさせていただいたんですけれども、まず基本的に、インベスト神奈川というのは投資を促進するという事業ですから、どうしてもその効果というのはしばらく時間がかかるということがあると思います。緊急的な対応をするのも大事ですが、インベスト神奈川は、投資を前提とした施策ですので、即効的な雇用に結び付けていくのは、なかなか難しいのではないかと思います。中長期的な視点で、新しい元気の良い分野での雇用をつくっていくということを考えています。インベスト神奈川のコンセプトはもともとそういうコンセプトなわけですから、中小企業もこういう時期は、大変厳しい状況にあるとは思いますが、人材確保のチャンスでもあるし、中小企業にこうした制度を活用していただいて、雇用を確保し、中小企業の体力といいますか、技術力を上げるような形で御活用いただくように働き掛けていきたいというふうに思っています。

高橋委員

よく分からないんですけれども、私は、今これだけ失業されたり、失職されたり、先ほども出ていました雇用の確保ということが重要だという現下の情勢をかんがみると、操業後 1 年ということよりも、もう操業したら直ちに積極的に国の交付金とか、様々なことを活用してでも、本県に優秀な人材を確保し、雇用の場を創出するという、そういうインベスト効果を高めることが必要ではないかなと思うんですけれども、部長の見解を伺っておきたいと思います。

商工労働部長

厳しい経済状況、また雇用状況の中では、できるだけ早く効果が出るようにという一つのお話も御理解できるところです。先ほど室長が答弁したように、インベスト神奈川は、神奈川が目先だけではなく、将来の 5 年、10 年、20 年先を見詰めて優秀な企業で成長力のある企業に来ていただくという大きな成長戦略の一つでございまして、中長期的な視点で、安定した雇用を考えるという形で、今の現行のルールですと 1 年操業した企業に対して助成する制度になっています。緊急的な雇用に関しましては、国の助成制度、それから県としてこれから打っていく新たな緊急雇用対策ということで対応させていただいて、現行のルールにつきましては、できましたら現行の条件の範囲でできたらという形で考えておるところでございます。

高橋委員

私、先ほど実績を伺って、なかなか実績が得られなかった要因がここにあるのではないのかなというふうに思っています。操業後 1 年とかたくなに言うのではなくて、操業後直ちという、もっと柔軟性があって良いかなぐらいに思っているんですけれども、そういうことがあった方がインベスト神奈川の実効性がより高まりはしないかなと思っていることを申し上げておきたいと思います。

また、ちょっと話は変わりますが、助成対象施設や県内の他の事業所において、他県へ配置転換された方や解雇等をされた方があった場合の取扱いはどうなのか、確認しておき

たいと思います。

産業活性課企業誘致室長

県内在住者の新規雇用者数の算定につきましては、先ほど申し上げたとおり施設整備の助成については、すべての投資が終わって操業開始した時点を基準としてカウントします。しかしながら、本格的な稼働をするにしても、新規雇用を行う一方で様々な企業によって配置転換等とか雇用調整等やっていくということも考えられます。このため、申請企業の個別の状況を勘案しまして、操業開始日以前における配置転換や解雇等につきましても、一定期間確認していく必要があるというふうに考えております。インベスト企業は正規雇用労働者としての雇用の場を確保することがねらいでございますので、そうした県内在住者の雇用を解雇して、こっちで新規をやる、あるいは県内在住者の雇用を、ただ配置転換してこっちに持ってくる、あるいは県外に持って行ってしまふ、そうした数は先ほどの新規雇用のカウントから減らすことで、純増の県内在住者の雇用の場を確保していきたいというふうに考えています。

高橋委員

今の御説明ですと、正規雇用労働者の解雇等によっての原因については、新規雇用助成制度の新規雇用対象者数から控除するというふうなお考えだと思うんですけども、これも期間のことなんですけれども、どのくらいのスパンでそれを見るのかということも一つ大事な要素ではないかなと思うんですけども、また非正規雇用労働者についてはどういう取扱いなのか、併せて確認しておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

個々の企業で、それぞれやはりケース・バイ・ケースの状況があると思いますので、一律に何箇月前までの配置転換は駄目よというふうになかなか決めづらいのかなというふうに基本的に思っています。ただ、国の制度等、雇用に対する助成措置等、例えば半年間はそういうことをしたら交付しない等というような基準もあるようですので、そうしたものを配慮し、具体的な個々の事情を勘案し、あと、第三者を入れた審査会で、御意見を頂くという形をとっております。我々は新規雇用の助成金をもらおうとすると申請の5年ぐらい前からその企業と付き合いしていくわけですから、その間の雇用がどうなっているかということについては詳細に調べられるわけでございますので、そうした中でケース・バイ・ケースで判断していきたいというふうに考えております。

それから、非正規雇用労働者につきましては、先ほど配置転換あるいは解雇等については、正社員については除外するという話をさせていただきましたけれども、非正規雇用労働者につきましては除外しない取扱いになっております。

高橋委員

その申請した企業の内容を審査会で諮って、ケース・バイ・ケースで判断していくというのは、言葉としては分かるんですけども、それは企業側からしてみると非常に判断材料としては不透明で、進出意欲を減退させかねないというふうに考えてしまいます。そういったところをやはり文書化していく必要があると思いますけれども、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

産業活性課企業誘致室長

委員の御指摘のとおり、企業というのはある程度ルールの中で、ぎりぎりな行動をしていくというのが通常の行動の姿だと思います。したがって、委員の御指摘のとおり、

もうちょっと明確な形でこの新規助成について企業に分かりやすいような形で示していくということは必要だと思います。そのような取組を検討させていただくとともに、文書化につきましても、企業にお渡しする中で誤解されないような形の取組をしていきたいと考えます。

高橋委員

この辺でインベスト神奈川についての質疑はやめますけれども、せっかくの見直しですから、今のことも含めまして、実効性が担保されるようなものをなさねばならないのではないかと、個人的には思っているんですけども、意見として申し上げておきたいと思えます。

次に、現在、国の第2次補正予算関連で、ふるさと雇用再生特別交付金ですとか、緊急雇用創出事業の臨時特例基金といった事業等がメニューとして掲げられておるわけですが、雇用確保という視点で、これらについての取組は現在どうなっているのか確認させてください。

雇用産業人材課長

昨年12月末の段階で厚生労働省から二つの基金の関係の事業の概要が各都道府県に配付されまして、12月26日の段階で各市町村にもそういった情報を提供させていただきましたし、12月25日には、商工労働部長名で各都局長あてに事業について準備をしていただくように通知しております。先週の15日に厚生労働省の方で事業の説明会がございました。その翌日、金曜日の16日には、各都局あるいは市町村に県の方から説明会を開いております。

第2次補正予算については、1月13日に衆議院を通過しております。参議院で国会審議中ではございますけれども、15日の説明会でも、状況によっては2月12日には、第2次補正予算が成立するということもあり得るということで、そういったスケジュールに間に合うような形で現在準備を進めているところでございます。

高橋委員

先ほども申し上げましたけれども、緊急な雇用対策、雇用の創出と確保ということになりますと、この交付金が大変大事だというふうに認識しておるわけですが、これから年度内執行ということに向けて鋭意取り組んでいただきたいと思いますけれども、やはり何年前にも、私もかつて他議会で議論したことがありましたけれども、こういった基金につきまして実施したことがあり、既に学習効果があると思えますが、それらの当時のことの反省点も踏まえながら、県におきましては県内市町村についてどういう連携を強化していこうとしているのか、確認しておきたいと思えます。

雇用産業人材課長

前は、平成13年に国の補正予算で、都道府県に交付して基金を設けられておりました。このときと同様に、今回の緊急雇用創出事業の臨時特例基金は、雇用創出のねらいとしております。ふるさと雇用再生特別交付金の方は、地域の活性化というねらいとともに、それに伴う事業については、雇用保険の特別会計で措置される事業でございますので、雇用創出のねらいを持っているという説明を伺っております。市町村に対しては、県の方で基金を設置しまして、補助事業という形で10分の10の補助という形で支出してまいりますけれども、本来の事業の効果が高まるように、十分に周知徹底が図れるような形で連携を密にしていきたいと考えております。

高橋委員

最大限に効果が発揮され、使い勝手の良い交付金事業になるように望むわけですが、この際、国へ過去の経験も踏まえまして何か要望活動をするのか、確認しておきたいと思います。

雇用産業人材課長

先週の1月14日に全国知事会の緊急雇用対策本部が開催されました。本部長は松沢知事でございます。この中で、全国知事会として緊急雇用対策に対する提言、要請ということが行われたと伺っております。中身につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業の臨時特例基金について失業者雇用割合などの過度な事業実施要件を撤廃し、地方の裁量により主体的に取り組むことができるものにしていくこと、また、地方が先行実施した事業にも、そ及的に適用されるように、14日に要請、要望が行われております。この関係につきましては、さらに各都道府県の知事から追加で意見があったようございまして、人件費の割合などの事業実施要件の撤廃等をはじめとする八つの項目で各都道府県から意見を再度募って取りまとめをしているところと伺っております。こういったものも踏まえまして要望活動が行われていくものと存じます。

高橋委員

先ほどのインベスト神奈川との関連で一つだけ確認しておきたいんですが、ふるさと雇用再生特別交付金は、長期間での雇用確保を目的とするインベスト神奈川の原資たり得るのかどうか、この整合性について確認しておきたいと思います。

産業活性課企業誘致室長

まず、ふるさと雇用再生特別基金は、委託事業の新規雇用者を委託事業実施のため、正社員にする場合に一時金を支給しますというスキームになるかと存じます。委託事業につきましては、県、市町村が民間事業者等に対して委託するものなので、当然公共的な面の強い事業内容で、受託者の収益のみを目指した委託事業ではないというふうに思います。

一方、インベスト神奈川の雇用助成金は、自らの営業収益のために設備投資をし、その下で県内在住の方を新規雇用を11名以上した場合に交付しようというものですから、両事業が基本的に重なるということはないのかなというふうに考えています。

高橋委員

分かりました。最後にしますが、いずれにしましても、本県におきましても、国におきましても雇用の創出の確保という視点では様々な制度を構築しているわけですから、これはいずれにしても絵にかいたもちでは何も生まれないわけですし、そういった意味では一刻も早い第2次補正予算の早期成立が望まれることと思いますが、最後に国の第2次補正予算について、商工労働部長の早期成立要望を踏まえた県の対応についての御見解を伺っておきます。